

工事概要書

1. 工事件名 量子科学技術研究開発機構（千葉地区）サイクロトロン棟トイレ改修工事
2. 工事場所 千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉地区 サイクロトロン棟
3. 工事目的 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区（以下「当機構千葉地区」という。）に立地するサイクロトロン棟1階トイレは、旧放医研時代から数十年にわたり使用されており、不具合等が発生したときはその都度修繕等を行ってきたが、配管詰まり等の不具合が多く発生し、根本的な設備改修が必要な状況となった。当該トイレは役職員のみならず来訪者も多く使用される箇所であり、最低限の職場環境維持やホスピタリティの低下をさせないようにするため改修を行う。
4. 完成期限 令和9年3月31日（水）
5. 工事内容
別冊現場説明書及び設計図面による。
本工事では当機構構内において、サイクロトロン棟の衛生設備等の改修工事を行うものである。また、本工事に当たっては、サイクロトロン棟を研究・実験施設として運用を続けながらの施工（研究、業務中に施工）となる。受注者は、監督職員、施設使用者、施設管理者、及び当機構内で実施される別契約各工事関係者との連絡・調整を極めて密に行い、協力のうえ、所定の工期限内に工事を完成させること。
6. 施工上の注意事項
 - ・ 工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、施工に際しては既設建築物等の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずること。
 - ・ 本工事は、工事着手に先立って事前に十分な現場調査を行い、監督職員へ報告すること。
 - ・ 近隣住民から問い合わせ等があった場合には、誠実に対応し、その結果を直ちに監督職員に報告すること。
 - ・ 工事に伴い発生する騒音、振動、粉塵などについて 重粒子治療推進棟は近隣住宅までの距離が非常に近いことから、平日の午後9時以前、及び午後5時以降に加え、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）（以下「休日」と書く。）の終日は十分に注意すること。特に休日の午前10時以前、及び午後5時以降は近隣住宅からのクレームがないよう注意すること。
 - ・ 本工事において、工事範囲に隣接する各建屋への歩行者の通行・出入り、及び当機構内の歩行者・車両の通行に支障をきたさないよう注意すると共に、必要に応じて通路を確保するなど安全に十分留意すること。
 - ・ 本工事における交通規制を行う際、少なくとも2週間以上前に監督職員と協議の上、当機構内への周知・調整に使用する資料作成を行い、同資料は、交通規制場所毎に規制日時のわかるものとする。また、当機構内で実施される別契約各工事によって実施される交通規制を十分考慮し、当機構内外と出入り・通行ができなくなる建物・施設がないよう十分配慮し、交通規制を実施すること。なお、当機構内で実施する交通規制は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）のみとする。なお、交通規制を行う際は、必ず迂回路を設定し、当機構内で孤立する箇所のないこと。
 - ・ 入構の際は守衛所で所定の手続きを行うこと。
 - ・ 火気の使用については、予め監督職員に申し出て、当機構内手続きを行うこと。
 - ・ 本工事に起因し、建物、設備、配管・配線類、及びその他を破損した場合は、受注者負担により速やかに原状回復すること。
 - ・ 本工事に伴い発生する発注者、関係官公庁等への提出・申請書類作成業務及びこれらに係る費用（申請・検査費用含む。）は全て受注者負担とする。また、発注者が行う申請手続きを代行して行うものとする。
 - ・ 現場の納まり、取合い等に伴う軽微な変更、設計図等に記載の無いものであっても軽微なものは、監督職員と協議し、受注者の負担において誠実に施工すること。
 - ・ クレーン作業は、少なくとも2週間以上前に監督職員と日程を協議の上、土曜日・日曜日・祝日・年末

年始（12/29～1/3）のみ実施し、詳細は監督職員と協議するものとする。

- 工事で発生する廃棄物は、法令等に基づいた処理を行うと共に、産業廃棄物管理票の写し等を提出すること。
- その他疑義が生じた場合は、監督職員と協議のこと。

要求部課名	量子医科学研究所	物理工学部
監督職員		杉浦 彰則

令和8年度

現 場 説 明 書

工事名 量子科学技術研究開発機構（千葉地区）

サイクロトロン棟トイレ改修工事

1. 工事件名 量子科学技術研究開発機構（千葉地区）サイクロترون棟トイレ改修工事

2. 工事場所 千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号
千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区

3. 完成期限 令和9年3月31日（水）

4. 現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項は、○を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に、数字、文字、記号等を記入する事項では、記入のある事項のみ適用する。
- (3) ＝又は×印で抹消した事項はすべて適用しない。

5. 施工に関する事項

(1) 工事用地、仮設物の設置等

次の事項について、工事着手の10日以上前に図面を付した「土地等一時使用承認願」を監督職員に提出し、発注者の承認を得ること。なお、承認後は、関係法令に準拠して仮設物等の設置を行い、受注者の責任において適切に工事用地及び仮設物等の管理を行うこと。
仮設物の設置場所は、添付図を参考に監督職員と協議の上、監督職員の指示に従うこと。

①工事用地の使用（○借料は無償とする）

②現場事務所等仮設建物、仮囲い、資材置き場等の設置

工事用地には仮囲いを行い、立入禁止の表示を行うこと。ただし、工事用地南側道路は緊急車両用道路のため、閉鎖することはできない。

③監督職員事務所（○設けない ・ 設ける（____）号（____㎡内外））

(2) 工事用電力等

次の事項についても、(1)とあわせて「土地等一時使用承認願」を監督職員に提出し、発注者の承認を得ること。なお、工事用電力等のメーター設置費用及び使用料金は、受注者負担とする。また、所内より分岐する工事用給水（下水道含む。）の料金は、当機構へ支払うこと。

①工事用電力（○電力会社と協議の上引込む。 ○所内より分岐できる。）

②工事用給水（・ 構外より引込む。 ○所内より分岐できる。）

③工事用電話（○電話会社より引込む。 ○携帯電話にて対応する。）

(3) 工事写真等

①工事写真等

工事写真等は、紙媒体とデータで提出すること。なお、紙媒体の写真（着工前写真、工事写真、完成写真）はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。重粒子治療推進棟地下1階サーバー室内にあるサーバー本体・ラックの撮影は禁止する。データについては、Microsoft OneDriveに保存するものとし、

詳細は監督職員の指示に従うこと。

なお、提出部数は特記仕様書による。

②その他

請負契約の締結後、設計図一式（仮とし製本：A3版2部）を速やかに作成し提出すること。

(4) その他

① 現場管理

- ・作業現場周辺における安全対策には万全を期し、火災、風紀、衛生その他の事故防止など現場及び作業員の管理を行うこと。
- ・近隣住民等（所内関係者含む）から工事について説明を求められたときは、誠実に対応すること。また、発注者が工事説明会を行う場合には資料作成、立会い等の協力をする事。
- ・本工事施工に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、受注者の負担と責任により遅延なく実施すること。
- ・本工事の施工に当たっては、発注者と連絡を密にし、近隣住民等（所内関係者含む）の公衆災害防止に対する意向を十分考慮すること。

② 作業時間及び休業日

- ・作業時間は原則として、午前8時00分から午後6時00分までとする。ただし、騒音・振動の出る作業は原則として午前9時00分以降とし、詳細は監督職員と協議すること。
- ・原則として、土曜・日曜、祝日、及び年末年始(12/29～1/3)は休業日とするが、クレーン作業、交通規制、空調設備の停止、断水、停電、及び建物利用者（実験・研修・会議・学会他を含む）への影響が大きな工事については、土曜・日曜、祝日、及び年末年始(12/29～1/3)のみ実施すること。作業時間は原則として、午前10時00分から午後6時00分までとし、詳細は監督職員と協議すること。

③ 騒音、振動、臭気対策

- ・工事期間中は周辺住民に十分配慮すること。
- ・運営しながらの施工となるため、騒音、振動及び臭気の発生する作業を予定する場合は1週間以上前に監督職員と協議し作業計画をたてること。
- ・建設工事にともなう振動、騒音については、国及び地方公共団体の関係法令で定める数値以下を遵守すること。ただし、騒音値については敷地境界にて80デシベル以下に抑える努力し、80デシベルを超えた場合には施工方法の改善を行うこと。
- ・臭気が発生する作業を行う場合は換気設備を設け、建屋外部に臭気を排出する措置を講じること。

④ 交通安全対策

- ・工事用車両の出入口は、原則として当機構千葉地区西側正門を利用すること。
- ・工事期間中は通勤、通学時間帯の午前8時～9時は大型車両の往来を避けるとともに、大型工事用車両出入りに際しては交通誘導員を配置し誘導を行い、交通事故の防止及び歩行者の安全確保に努めること。
- ・工事車両を待機させる必要があるときは、計画性をもって当機構千葉地区内に待機させ、公道上では待機させないこと。

⑤ 当機構千葉地区周辺環境管理

- ・照明を使用する場合、照明向きは当機構千葉地区側にする事。
- ・現場事務所を設置する際は、近隣住民側に窓等の開口部を設けないよう配慮し、やむを得ず設ける場合は遮光カーテンなどにより遮光すること。

⑥ 周辺建物の保全について

工事に当たっては、周囲の建物や道路等に損害や危害を及ぼさないように作業すること。
損害や危害を及ぼした場合は、受注者負担により速やかに現状回復すること。

⑦ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ・本工事において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、また捜査上必要な協力を行うこと。
- ・上記により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ・本工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

6. その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録（任意）

財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録した場合は、その写しを監督職員に提出すること。

(2) ディーゼル車規制適合車使用の徹底について

- ① 本契約の履行に当たっては、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。
- ② 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。

(3) 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- ① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。
- ② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- ③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(5) 監理技術者の専任を要しない期間について

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(6) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について

- ① 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないときは現場代

理人の工事現場における常駐を要しない。現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

- ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- ・工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ・工事現場において作業等が行われていない期間。

- ② 発注者との連絡体制が確保されているときは現場代理人の工事現場における常駐を要しない。発注者との連絡体制が確保されているときとは発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることにより発注者との連絡体制が確保されていることをいう。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

表 1 提出図書

図書名	提出部数		期限	適用
	提出	返却		
〔着工時 関係書類〕				
工事請負契約書	※	※	契約後 14 日以内	契約部署の指示による
工事着工届	2	—		監理技術者との兼務可
現場代理人届	2	—		
監理技術者届	2	—		
約定工程表	2	—	〃	
その他	※	※	その都度	別途、指示するもの
〔工事時 関係書類〕				
設計図集	※	—	現場着手前	簡易製本
安全計画書	1	—	〃	緊急連絡体制表を含む
品質保証計画書	1	—	〃	
マスター工程表	2	1	〃	
施工体制台帳・施工体系図	1	—	その都度	
下請業者届	1	—	〃	
実施工程表	2	1	〃	月間工程表、週間工程表等
施工計画書・要領書	2	1	施工 7 日前	
施工図	1	—	〃	
機器図	1	—	〃	
試験・検査申請書	2	1	検査 3 日前	工場立会検査は 7 日前
試験・検査報告書	2	1	検査後 7 日以内	
その他	※	※	〃	別途、指示するもの
〔竣工時 関係書類〕				
竣工届・請求書	1	—	竣工日	
竣工内訳書	2	—	竣工日前	
竣工原図	1	—	竣工後 14 日以内	CAD データ共
竣工図集	※	—	〃	纏め方は別途指示する。
施工図	※	—	〃	纏め方は別途指示する。
工事写真（竣工写真含む）	※	—	〃	データ共
付属品・予備品明細書	2	—	〃	
取扱説明書	2	—	〃	1 部は、コピーでも可とする
保証書	2	—	〃	1 部は、コピーでも可とする
その他	※	※	その都度	別途、指示するもの